

議案第7号

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年2月26日

西脇市長 片山象三

(理由)

介護保険事業計画の見直しに伴い令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料率を改正するとともに、介護保険法施行令等の改正に伴い所要の改正を行う必要があるため。

西脇市介護保険条例の一部を改正する条例

西脇市介護保険条例（平成17年西脇市条例第108号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,582円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>55,074円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,476円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>72,360円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>80,400円</u></p> <p>(6) 次のいずれかにか該当する者 <u>96,480円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この項において同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかにか該当する者 <u>104,520円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかにか該当する者 <u>120,600円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第10号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかにか該当する者 <u>136,680円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>420万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第2条 令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「令」という。）第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>58,500円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>58,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかにか該当する者 <u>93,600円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者（生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者をいう。以下この項において同じ。）であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）</p> <p>(7) 次のいずれかにか該当する者 <u>101,400円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ、第9号イ又は第10号イに該当する者を除く。）</p> <p>(8) 次のいずれかにか該当する者 <u>117,000円</u></p> <p>ア (略)</p> <p>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第10号イに該当する者を除く。）</p> <p>(9) 次のいずれかにか該当する者 <u>132,600円</u></p> <p>ア 合計所得金額が <u>400万円</u>未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p>

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。））、次号イ、第11号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 152,760円
ア 合計所得金額が520万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。））、次号イ又は第12号イに該当する者を除く。）

(11) 次のいずれかに該当する者 168,840円
ア 合計所得金額が620万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。））又は次号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 184,920円
ア 合計所得金額が720万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）

(13) 前各号のいずれにも該当しない者 192,960円
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率については、22,914円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「22,914円」とあるのは、「38,994円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「22,914円」とあるのは、「55,074円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)
第4条 (略)

2 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び同号イ(1)に係る者を除く。））、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ、第11号イ若しくは第12号イに該当す

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。））又は次号イに該当する者を除く。）

(10) 次のいずれかに該当する者 140,400円
ア 合計所得金額が600万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたらば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（同号イ(1)に係る部分を除く。））に該当する者を除く。）

(新設)

(新設)

(11) 前各号のいずれにも該当しない者 156,000円
2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率については、23,400円とする。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,400円」とあるのは、「39,000円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,400円」とあるのは、「54,600円」と読み替えるものとする。

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)
第4条 (略)

2 保険料の賦課期日後に令第39条第1項第1号イ（同号に規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至つた者及び同号イ(1)に係る者を除く。））、ロ若しくは二、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ若しくは第5号ロ又は第2条第6号イ、第7号イ、第8号イ、第9号イ若しくは第10号イに該当するに至つた第1号被保

